

社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会への対応について

1. これまでの経過

- ・滋賀県希望が丘文化公園スポーツ会館、県立長寿社会福祉センターおよび県立びわ湖子どもの国内の食堂において、事実と異なる減免申請により使用料の徴収を一部免れていた。
- ・納付を免れていた使用料 6,943,991 円については、10 月 15 日に全額納入
- ・のぞみ会に外部委員からなる事件の検証委員会が設置され、11 月 19 日に報告書を提出

2. 事件に対する県の対応について

- ・滋賀県行政財産使用料条例に基づき、地方税法の重加算金を参考に 2,430,000 円の過料処分を決定
- ・のぞみ会が使用許可を受けていた施設の平成 26 年度の使用について、一般公募を実施

3. のぞみ会の改革の取り組み

のぞみ会では、県の指導、事件の検証報告書等を受けて、以下の改革に取り組んでいる。

(1) 理事会・評議員会等組織体制の再構築および事業の見直し

- ①理事会、評議員会に、外部人材を導入し、定数をほぼ半減
(理事 17 人→ 9 人、評議員 35 人→ 19 人)
- ②12 月 20 日付で新役員就任、新会長・副会長を選任
- ③事務局体制の見直し
- ④のぞみ荘事業、食堂事業等の大幅な見直し

(2) 今後ののぞみ会の運営についての検討

のぞみ会において、11 月に「のぞみ会運営検討委員会」を設置し、母子福祉推進のための今後の運営のあり方を検討中

(3) 今後の県の対応

のぞみ会は、県内唯一の母子家庭および寡婦の福祉向上を図ることを目的とする団体であることから、運営体制の立て直しのため、当分の間、人的支援を行うとともに、母子家庭等のニーズに応じた活動が行われるよう指導を行っていく。